

○熱海市娯楽・レクリエーション地区建築条例施行規則

昭和47年12月27日

規則第16号

改正 平成20年4月1日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、熱海市娯楽・レクリエーション地区建築条例（昭和47年熱海市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物の建築の許可等)

第2条 条例第2条第1項ただし書の規定により、建築物の建築の許可をうけようとする者は、建築許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項による建築許可申請書が提出されたときは、市長はすみやかに熱海市娯楽・レクリエーション地区建築審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞かなければならない。

3 市長は、前項による審議会の意見を聞き、適否について建築物（許可・不許可）通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

(審議会の構成)

第3条 審議会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 建築に関し学識経験のある者 2人
- (2) 観光計画に関し学識経験のある者 1人
- (3) その他学識経験のある者 2人

(意見聴取)

第4条 会長は、必要があると認めたときは、申請者その他関係者等の出席を求め説明または意見を聞くことができる。

(書記)

第5条 審議会に書記若干名を置く。

- 2 書記は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 3 書記は、会長の命をうけ会務に従事する。

(結果報告)

第6条 会長は、審議が終わったときは、すみやかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、審議会担当課において処理する。

(平20規則21・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるものを除くほか、審議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式

建 築 許 可 申 請 書

熱海市娯楽・レクリエーション地区建築条例施行規則(昭和47年熱海市規則第16号)第2条第1項の規定により、次のとおり建築許可をうけたいので関係書類を添付のうえ申請いたします。

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
申請者  
氏 名



1	建築主住所氏名				電話
2	設計者資格 住所氏名	級建築士登録第	号	電話	
3	工事施工者 住所氏名	建設業者登録	号	電話	
敷地の位置	ア 地名地番	熱海市	番地		
	イ 用途地域	住居、第2種住専、商業、近隣商業			
	ウ 防火地域	防火、準防火、指定なし			
5	工事種別	新築、増築、改築、移転、用途変更			
		申請部分	申請以外の部分	合計	9 敷地面積との比
6	敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%
7	建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%
8	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%
10	工事着工予定日	年 月 日	11 工事完了予定日	年 月 日	
12	原動機出力	キロワット	使用機械名、台数又は危険物の種類数量		
13 許可を必要とする理由					
※ 受付欄		※ 消防関係同意欄		※ 許可番号	
年 月 日 係員印				年 月 日 係員印	
添付書類 1 計画書及び計画理由書 2 現況説明書及び説明資料(公図、風向図を含む) 3 工事費概要書 4 設計予定説明書 ○ 以上各2部 提出のこと(1部はコピーできるもの)					

第2号様式(第2条関係)

建築物(許可・不許可)通知書

第 号  
年 月 日

様

熱海市長

年 月 日付け申請のあった熱海市 番地の建築物については、熱海市娯楽・レクリエーション地区建築条例施行規則第2条第3項の規定により、当該建築物の建築の(許可・不許可)を決定しましたので通知します。

理由(条件)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、熱海市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定を知った日の翌日から起算して6箇月以内に熱海市を被告として(訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。)、提起することができます。(決定を知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

第1号様式

第2号様式 (第2条関係)